

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書
具現化検討特別委員会調査報告書

1 調査事件

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書の具現化について

2 調査目的

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書 14 頁ウ「まだ実施していない取り組み」、エ「議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なもの」の(ア)議員定数、報酬、政務活動費の導入、(ウ)議会活性化、負担軽減のための対策を具現化するために調査することとした。

3 調査経過

(1) 設置年月日 令和 2 年 9 月 14 日

(2) 調査状況

令和 2 年 9 月 14 日	委員長、副委員長の選任
令和 2 年 11 月 13 日	
令和 3 年 1 月 28 日	
令和 3 年 3 月 26 日	
令和 3 年 4 月 6 日	
令和 3 年 4 月 15 日	全員協議会
令和 3 年 4 月 22 日	全員協議会
令和 3 年 4 月 27 日	全員協議会
令和 3 年 5 月 11 日	
令和 3 年 5 月 14 日	
令和 3 年 5 月 21 日	全員協議会
令和 3 年 8 月 10 日	
令和 3 年 8 月 23 日	
令和 3 年 10 月 11 日	
令和 3 年 11 月 19 日	女性模擬議会の議場等準備
令和 3 年 11 月 21 日	女性模擬議会
令和 4 年 2 月 10 日	
令和 4 年 2 月 17 日	
令和 4 年 3 月 23 日	
令和 4 年 4 月 7 日	
令和 4 年 4 月 21 日	全員協議会

4 調査概要

[審議経過]

平成 30 年に執行された庄内町議会議員選挙の結果が、山形県初の定数割れになっ

たことを受け、平成 31 年 3 月 5 日に庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会（以下「なり手不足解消特別委員会」という。）を設置し、令和 2 年 6 月 9 日の定例会に調査結果を報告している。

同報告書では、町民 6 人と議員 6 人で協議した庄内町議会議員なり手不足解消検討会議（以下「検討会議」という。）と、同議員からなるなり手不足解消特別委員会が出された意見を、なり手不足を解消するための解決策として提言している。今回その中の「まだ実施していない取り組み」を具現化することを目的として本委員会を設置した。

その後、令和 3 年 3 月定例会で「議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なもの」を目的に追加した。

なり手不足解消特別委員会の報告では、定数を 4 人減の 12 人。報酬は 6 万 5 千円増の月額 28 万円としたが、定数、月額報酬等については議会の総意としてまとめるために、全議員で協議することとした。本来であれば定数等調査特別委員会を設置して調査することが望ましいが、これまで定数・報酬等に係る報告書を複数まとめ調査を尽くしてきた経緯がある。更なる特別委員会の設置は、町民にとって同様の議論の繰り返しとの印象を与える懸念があることから、新たな委員会は設置せず本特別委員会で調査し報告することとした。

結論を出すにあたり、全員協議会で協議を尽くしたうえで、その結論を尊重し本報告書に反映させることとした。

また、採決の結果は議会広報・議会ホームページで氏名公表することを確認した。

なお、各議員から出された意見・理由は以下のとおりである。

(1) まだ実施していない取り組みについて

ア 立候補するための条件、知識等を学ぶ場の確保、提供

意見 (ア) 令和 3 年度の開催は困難である。

理由 ① 立候補を決心していない段階での講習会の参加には抵抗感があり参加が見込めない。

イ 青少年議会、女性議会の開催について

意見 (ア) 令和 3 年度は、女性議会を開催すべきである。

理由 ① 女性登用の必要性が再認識されている中、女性議会開催は、町議会議員選挙立候補につながる機会になる。

意見 (イ) 令和 3 年度は、青少年議会を開催すべきである。

理由 ① 青少年から議会に関心を持ってもらい、将来の候補者を育成することも重要である。

ウ 議会政策サポーター制度の導入について

意見 (ア) 議会政策サポーター制度を導入すべきである。

理由 ① 町民から議会に関心を持ってもらい、その意見を町政に反映させることは、町民、町当局、議会にとって有益である。

(2) 議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なものについての調査概要

ア 定数について

- 意見理由 (ア) 議員定数は 11 人とすべきである。
- ① 先を見据え、なり手不足解消特別委員会の報告書より、更に厳しい選択をすべきであり、1 常任委員会の体制にすれば 11 人の定数も可能である。
- 意見理由 (イ) 議員定数は 12 人とすべきである
- ① 町民の委員とともにまとめた、なり手不足解消特別委員会の報告書を尊重すべきである。
 - ② なり手不足解消特別委員会のまとめた報告書にすぐわない結果では、町民の検討会議の委員や報告会に出席し意見をいただいた町民に対し説明できない。
 - ③ 町民の検討委員とともに議論し、報告会で多くの町民から支持された結論は揺るがないはず。その結論を議員だけで検討したら、それより甘い結論に後退したとの印象を町民に与える。
 - ④ 次の選挙を無投票にしないためにも 4 人は削減すべきである。
- 意見理由 (ウ) 議員定数は 13 人にすべきである。
- ① なり手不足解消特別委員会の報告書は尊重したいが、女性や支持基盤の弱い人など、多様な人材が立候補しやすい環境を考えハードルをあまり上げずに、13 人にすべきである。
 - ② 常任委員会を 2 つとすると、その調査のためには 1 常任委員会 6 人は必要と考える。議長は加わらないので定数は 13 人にすべきである。
- 意見理由 (エ) 議員定数は 14 人にすべきである。
- ① 細長い地形と面積の広い町内をカバーすることや町民の声が拾いにくくなること、議会としてのチェック機能を確保するためにも一定の定数は必要である。
 - ② 極端な定数の削減は、新人の当選確率が下がり逆に立候補しづらくなる。
 - ③ 全国の類似自治体の平均からすると 14 人が望ましい。
 - ④ なり手不足解消特別委員会の報告書は尊重したいが、一度に 12 人まで削減しても報酬の増額が伴わない危険性がある。今回は 14 人にし、更に 4 年後に月額報酬増額の交渉をし、その際に 12 人にする二段階にすべきである。
 - ⑤ 県内の市町村の削減率から考えて定数 16 人の本町議会は 2 人削減の 14 人にすべきである。
 - ⑥ 全国町村議会議長会報告書によると、1 常任委員会の人数は 7 人程度必要であり、常任委員会が 2 つある本町議会の定数は 14 人が適正である。
 - ⑦ 定数を減らすのは議会の自殺行為に近い。それでも減らすとしたら、庄内町特別職報酬等審議会(以下「報酬等審議会」という)の答申にあった「定数は 2 人～5 人削減すべき」の中で一番削減数の少

ない14人にすべきである。

意見 (オ) 議員定数は現状の16人にすべきである。

理由 ① 常任委員会の所管事務調査を重視する本町議会としては16人の議員が必要である。

② 定数を削減すると立候補しづらくなるので16人にすべきである。

イ 月額報酬について

報酬については、町民の検討委員や報告会に参加していただいた町民から「立候補し責任ある議員活動をするには報酬が低い。増額すべきと思うが、町の財政を考えるとその財源は定数を削減して賄うべきである」との意見をいただいている。

これについては、議会内でも一定の同意を得たことから、定数と月額報酬はセットで採決することとした。

意見 (ア) 定数を11人とし、月額報酬は31万円とすべきである。

理由 ① 議員定数を11人にすれば、それだけ議員の責任と負担は重くなる。31万円でも高くはない。

意見 (イ) 定数を12人とし、月額報酬は28万円とすべきである。

理由 ① なり手不足解消特別委員会の報告書を尊重すべきであり、働き盛りの人に立候補を促すために28万円まで増額すべきである。

意見 (ウ) 定数を13人とし、月額報酬は26万円とすべきである。

理由 ① 定数を13人とすると、報酬総額を上げなくても26万円の月額報酬まで増額することができる。

② コロナ禍において議員1人当たりの月額報酬6万5千円の増額は町民の理解を得ることができない。

意見 (エ) 定数を14人とし、月額報酬は24万円とすべきである。

理由 ① 先に出された報酬等審議会の答申は非常に重い。この答申を尊重して24万円にすべきであり、なり手不足解消特別委員会の報告にある28万円については、次の議員定数等調査特別委員会の調査に委ねるべきである。

② 県内町村議会の平均議員報酬からすると24万円にすべきである。

③ 町民一人当たりの収入を勘案すると24万円とすべきである。

④ 新型コロナウイルスの発生で経済への影響が深刻化している。報酬総額が上がらなくとも、議員一人当たり6万5千円の月額報酬アップは町民の理解が得られないので24万円にすべきである。

意見 (オ) 定数を16人とし、月額報酬は21万5千円とすべきである。

理由 ① 定数を現状維持の16人にすべきとしたので、報酬も現状維持の21万5千円にすべきである。

以上、現状維持の(オ)以外、議員報酬総額は現状より減額になることを確認した。

ウ 議長・副議長報酬について

意見 (ア) これまでの議員報酬との差額を加算すべきである。

理由 ① 議員と同じ率で上げるのではなく、これまでの議員報酬との差額と同額を加算すべきである。

エ 委員長・副委員長手当について

意見 (ア) 支給すべきである。

理由 ① 正副委員長は、膨大な情報の処理や、常任委員会の準備などで多忙であるため、手当を支給すべきである。

意見 (イ) 支給する必要はない。

理由 ① ほぼ全議員が経験することで自己研鑽の機会になり、他の委員もフォローしている。

オ 期末手当について

意見 (ア) 現状維持で良い。

理由 ① これまでどおり県人事委員会勧告に準ずるべきである。

カ 費用弁償について

意見 (ア) 現状維持で良い。

理由 ① 合併以来、維持してきたことであり変える必要はない。

キ 委員会費用

意見 (ア) 現状維持で良い。

理由 ① 政策提言するための調査に必要な費用として、今後とも必要である。

ク 政務活動費について

意見 (ア) 支給すべきである。

理由 ① 自己研鑽のための研修に参加する費用として支給すべきである。

② 法的に認められた制度であり、支給すべきである。

③ 月額報酬を24万円に増額しても、今の月額報酬より一人当たり5千円ほど残る。この額を政務活動費として支給すべきである。

意見 (イ) 支給する必要はない。

理由 ① 全国的に用途の不透明性で問題が多い。報酬を増額する結論も出たことから、研鑽が必要であれば自費で参加すべきである。

② 報酬を増額した上に政務活動費まで支給するのは、金額に関わらず町民の理解を得ることができない。

5 調査結果と実施状況

(1) まだ実施していない取り組みについて

ア 立候補するための条件、知識等を学ぶ場の確保、提供

当初、委員会では、立候補を決心していない段階での講習会の参加には、抵抗感があるのではないかとの見解であった。しかし、紙面での情報提供であれば、検討している人の背中を押すことができるとの判断から、選挙公営等を分かり易く記載した議会解体親書(号外)「議員に立候補しませんか」を作成し、町の広報しょうない令和4年3月15日号に折込みし、全戸配布した。

イ 青少年議会、女性議会の開催について

令和3年度は、女性登用の必要性が再確認されていることから女性模擬議会を開催することとし、こんにちは庄内町議会です令和3年9月議会号や女性模擬議会のチラシを町の回覧板で参加者を募集した。

開催日は令和3年11月21日（日）、時間は8時20分から15時までとし、持ち時間は答弁を含め概ね一人30分以内とした。

(7) 公募結果

募集人数10人以内、応募締め切りを令和3年10月7日（木）17時までとし、応募動機を200字以内にまとめ提出を求めた。結果、下記の8人と担当議員を決定し、当日に向けて準備することとした。

順番	氏名	集落名	質問の内容	担当議員
1番	佐々木真澄	上朝丸	持続可能な町にするために	石川 保
2番	高橋 紀子	連 枝	中学校の部活動について	石川 保
3番	伊藤 和美	西 袋	防災活動への女性の登用と参画について	小林清悟
4番	河村 奈美	駅 前	未熟児等の保護者支援、共生環境について	上野幸美
5番	池田 京子	払 田	高齢者福祉について	阿部利勝
6番	齋藤 裕子	南興屋	特定疾患の支援について 働く場所の確保について	石川 保
7番	渡部伊君子	猿田町	動物愛護について	小野一晴
8番	関口 由美	猿田町	余目駅構内にエレベーターを設置する案について 余目駅舎内の環境整備について	國分浩実

(4) 開催までの経過

日 程	内 容
10月7日（木）	公募締め切り
10月11日（月）	具現化委員会 女性模擬議会議員と担当議員決定
10月15日（金）	議会広報で女性模擬議会の告知（議員名）
10月中旬～11月上旬	女性模擬議会議員と担当議員打ち合わせ
11月1日（月）	質問通告締め切り
11月10日（水）	回覧板での周知（議員名、質問内容、順番）
11月中旬	女性模擬議員と担当議員最終打ち合わせ リハーサル
11月19日（金）	議場等の準備
11月21日（日）	女性模擬議会開催

(ウ) 開催状況

事前のリハーサル等もあり、模擬議員は、スムーズに発言を進めることができた。傍聴者は23人、家族や友人等、他自治体の議会議員の傍聴もあった。

傍聴者アンケートの内容は以下のとおりである。

- ・説明の最後の方がよく聞き取れない時があった。

- ・貴重な意見だった以上の成果があったのか。
- ・不十分である課題が多く、ぜひ、しっかりと（町に）取り組んでほしいと思いました。
- ・返答の話し方が速いようだ。
- ・中学、高校、高齢者代表で休日に行ってほしい。
- ・町長も自分の思いを伝えて欲しい。
- ・再質問、答弁が長いように感じた。
- ・議員の方々ももっと住民の声を取り上げて。
- ・女性目線の素晴らしい質問であり、検討を。
- ・継続開催できるといいですね。
- ・更に議論して日本一住み良い町に。
- ・議場の中央の空間が広すぎると感じました。
- ・傍聴席を増やした方がよいのでは？
- ・いろいろな人を登用していく社会づくりを。
- ・女性議員の必要性を強く感じた。
- ・男性も女性の声を聞いてくれればよい。
- ・多様な意見を大切にしたい。
- ・自分たちの町でも参考となる内容がある。
- ・当局の皆さんも真正面から答弁されていた。
- ・町民の声が反映される町である。
- ・質問、提案に素晴らしいものがあつた。
- ・今回の企画は良かった。
- ・自分の困っている問題の質問があり良かった。
- ・全て良かった。
- ・1型糖尿病に必要な助成をすべき。
- ・緊張感あり庁舎もきれい。
- ・議場のレイアウトの検討を。

※ 原文のまま掲載

ウ 議会政策サポーター制度の導入について

令和4年6月定例会までの当委員会の任期を考えると、町民サポーターを募集しても、その後提言をまとめ検証するには時間が足りないことから、同制度の実施は令和4年6月に改選される議会に託すこととした。

(2) 議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なものについて

ア 定数と月額報酬について

定数は14人で月額報酬を24万円に賛成多数で決定。

(定数は14人で月額報酬を24万円にすべきが9人、定数は12人で月額報酬を28万円にすべきが5人)

なお、全員協議会では、審議経過で記載したとおり多くの意見が出された。協議を尽くした結果、定数と月額報酬についての採決は「定数11人、月額報酬31万円」が1人、「定数12人、月額報酬28万円」が4人、「定数13人、月額報酬

26万円」が2人、「定数14人、月額報酬24万円」が6人、「定数16人、月額報酬21万5千円」が1人となった。その後、どれも過半数に達しなかったため上位の2案「定数12人、月額報酬28万円」と「定数14人、月額報酬24万円」で再度採決した結果「定数14人、月額報酬24万円」に9対5の賛成多数で決定した。

イ 議長・副議長報酬について

議員の月額報酬に、これまでの差額を加算すべきであると賛成全員で決定。

ウ 委員長・副委員長手当について

支給する必要はないと賛成多数で決定。

(支給する必要はないが12人、支給すべきであるが2人)

エ 期末手当について

現状維持が適正であると賛成全員で決定。

オ 費用弁償について

現状維持が適正であると賛成全員で決定。

カ 委員会費用について

現状維持が適正であると賛成全員で決定。

キ 政務活動費

支給する必要はないと賛成多数で決定。

(支給する必要はないが12人、支給すべきであるが2人)

6 結び

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会では、6人の町民と共に調査した検討会議と、多くの町民から参加していただいた意見交換会での意見をもとに「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書」を作成した。しかし、定数と月額報酬についてはその報告書とは異なる結論となった。

全員協議会で出された意見を振り返ると定数については、議会の権能を維持できる範囲でできる限り定数を削減し、その原資で議員報酬を増額させるという、なり手不足解消調査特別委員会の報告書に沿った考え方と、極端に削減すると逆に立候補しづらくなることや、町民の声を拾い上げにくくなることから一定の定数を維持するという二つの考え方に集約された。

月額報酬については、これまでのなり手不足の調査や町長との意見交換を経て、報酬総額が現状額内であれば議会の判断が尊重される下地ができているとする考え方と、報酬総額が増額しないとしても、議員一人当たりの月額報酬が6万5千円も増額することは、このコロナ禍において町民の理解が得られないとの意見が出された。

いずれも、なり手不足を解消するために自問自答したうえでの思いであり、採決の結果「定数14人、月額報酬24万円」となった。

定数割れとなった平成30年の選挙を受け、今後の議会議員選挙を無投票にしないために、どのようにすることが立候補しやすい環境を整えることになるのか協議を続けてきたが、これで定数等については結論が出された。

令和 3 年 11 月 9 日には、特別職報酬等審議会から結果的に議会の結論を尊重した答申が出された。これにより令和 3 年第 10 回定例会（12 月定例会）で「庄内町議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例の設定について」を可決して令和 4 年 6 月改選の議員定数を 2 人削減の 14 人とし、令和 4 年第 2 回定例会（3 月定例会）で「庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を可決し、改選後の令和 4 年 7 月からの議員報酬を 2 万 5 千円増額の 24 万円とした。

これまで町民と語る会を通して長年にわたり議員定数と議員報酬の在り方についてご意見をいただいていた。平成 31 年からは庄内町議会議員なり手不足解消検討会議の町民委員の意見や、同会議のキックオフイベントと意見交換会を通して町民から定数や報酬以外にも多くの意見をいただきながら、まだ実施していない取り組みを具現化してきた。今後も、引き続きいただいた意見に応えるために、志ある者が誇りをもって立候補できる環境整備に努めなければならない。